

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。
本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について(最終改正:令和8年4月1日施行)。以下「一般的事項等告示」という。))及び鳥取県建設工事等電子入札執行要領(令和8年5月21日付第202600051475号鳥取県県土整備部長通知。)に定める事項を承知の上、応募すること。

令和8年10月6日

鳥取県八頭県土整備事務所長 森 泰雄

発 注 業 務	業 務 名		大呂地区地すべり防止事業「地すべり調査業務委託その２」		
	業 務 場 所		八頭郡智頭町大呂		
	業 務 内 容		大呂地区 地すべり観測 一式		
	履 行 期 間		令和９年３月３１日限り		
	発 注 業 種		地質調査業務		
	業 種		地質調査業務		
	予 定 価 格		事後公表		
	発 注 機 関		鳥取県八頭県土整備事務所		
入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単独・共同企業体の別		単独	
		本 店 所 在 地		次のいずれかに該当すること。 ①県内業者（本店の所在地が県内にある者又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第５測量等業務の項の右欄に定める条件を具備している者をいう。以下同じ） ②県外業者（県内業者以外の者をいう。以下同じ。）においては、県内に営業所等（鳥取県内に納税義務を有し、納期限が到来している直前の事業年度において法人県民税、法人事業税の未納税額のない営業所等に限る。）を有すること。	
		入 札 参 加 資 格		地質調査業務	
		建設コンサルタント登録		土質及び基礎部門又は地質部門	
		地質調査業者登録		あり	
		常 勤 全 技 術 者 数		①県内業者：２０名以上 ②県外業者：要件なし	
		資 格 技 術 者 数		①県内業者：鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年８月１日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）別表第４に規定する発注業種に係るＡ級の要件を満たすこと。 ②県外業者：総合技術監理部門（土質及び基礎又は地質）又は建設部門（土質及び基礎）若しくは応用理学部門（地質）の技術士を１５名以上保有する者であること。	
		同 種 業 務		地すべり調査のための地下水位、地表伸縮、孔内傾斜などの継続調査・解析	
		同 種 業 務 実 績		平成２８年度以降に上欄同種業務を完了した実績を有すること、又は常勤技術者が、管理技術者、主任技術者又は担当技術者として同種業務を履行した実績を有すること。	
	配 置 技 術 者 要 件	地質調査業務	主任技術者	特定資格	技術士（総合技術監理部門（土質及び基礎又は地質）又は建設部門（土質及び基礎）又は応用理学部門（地質））、ＲＣＣＭ（土質及び基礎又は地質）又は地質調査技士
				同種業務 履行実績	－
そ の 他		配置技術者及び担当技術者は、常勤技術者でなければならない。			
成 果 品 重 点 確 認 落 札 者 の 条 件	成果品重点確認落札者の条件		当該業務の入札には成果品重点確認価格（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年７月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第２条に規定する価格をいう。以下同じ。）を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の重点配置技術者を配置しなければならない。		
	重点配置 技術者要件	地質調査業務	主任技術者	特定資格	技術士（総合技術監理部門（土質及び基礎又は地質）又は建設部門（土質及び基礎）又は応用理学部門（地質））
				同種業務 履行実績	－

応募方法	提出場所及び様式の交付場所		鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課	住所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
				電話	0858-72-3853
	入札参加書類		入札参加申込書（一般的事項等告示様式第1号）のうち、入札参加条件として必要な項目について記載するとともに、必要な書類を添付すること。		
	持参書類		応募書類の記録の容量が3メガバイトを超えるなど電子入札システムにより送信できない場合は、入札執行者の指示により入札参加書類を提出する。		
	提出部数		1部		
	郵送の可否		不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、必要な書類を添付の上、送信すること。）		
入札手続	入札方式		電子入札		
	質問提出期限		令和8年10月9日(金) 午後4時まで		
	回答期限		令和8年10月14日(水) 午後4時まで		
	入札書提出期間		令和8年10月15日(木) 午前9時から 令和8年10月20日(火) 午後4時まで		
	開札日時		令和8年10月21日(水) 午前9時から		
	入札保証金		開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。		
	適用される制度		1 成果品重点確認制度 （1）成果品重点確認実施要綱第2条に規定する成果品重点確認業務となったときは、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に重点配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合、その者の入札は無効とする。 2 低入札価格調査制度 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知。以下「低入札価格調査要綱」という。）第2条に規定する調査基準価格を設けており、これを下回る価格で入札を行なった者（以下「低価格入札者」という。）に対して低入札価格調査を実施する。同調査に応じる意向がある者は、入札書と同時に低入札調査意向確認書（以下「意向確認書」という。）を提出すること。低価格入札者が意向確認書を提出していない場合又は意向確認書を提出し指定された期限内に低入札価格調査に係る書類を提出しない場合は、その者の入札は無効とする。 3 成果品重点確認価格及び調査基準価格の算定は、鳥取県県土整備部測量等業務調査基準価格及び成果品重点確認価格設定要領（平成30年3月29日付第201700316046号鳥取県県土整備部長通知）によるものとする。		
支払条件			単年度		
業務関係図書の閲覧場所			鳥取県入札情報公開サービス（ http://nyusatsu.pref.tottori.jp ）		
問い合わせ先	入札手続	鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課	住所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100	
			電話	0858-72-3853	
	入札手続外	鳥取県八頭県土整備事務所河川砂防課	住所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100	
			電話	0858-72-3834	
備考		1 成果品重点確認実施要綱 成果品重点確認価格を下回る価格で契約した業務には、次に掲げる措置をとるものとする。 （1）測量等業務の履行体制の確認 （2）業務計画書の内容の聴取 （3）業務の節目毎の照査報告 （4）現地作業を伴う業務における履行確認の強化 2 低入札価格調査要綱 調査基準価格を下回る価格で契約した業務には、1に加え次に掲げる措置をとるものとする。 （1）契約保証の不免除 （2）前金払率の低減 （3）配置技術者の専任配置 （4）第三者照査の義務化 3 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日（休日を除く。）の正午までに提出するものとする。 4 入札閲覧設計書に関する質問は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）においてのみ受け付けるものとする。 5 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、入札情報サービスの発注図書情報の画面に積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。 6 予定価格算出のための単価は、令和8年9月10日（一部改定）の9月単価（https://www.pref.tottori.lg.jp/45148.htm）を適用している。			